

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年1月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

| 施設の名称       | 施設の所在地                             | 種別      | 面積（㎡）     | 指定内容<br>異動年月日 |
|-------------|------------------------------------|---------|-----------|---------------|
| 長岡市社会福祉センター | 長岡市表町2丁目2番地21<br>（旧長岡市水道町3丁目5番30号） | 多目的ホール  | 196.00    | 平成29年1月10日    |
|             |                                    | 会議室     | 35.00     |               |
|             |                                    | （旧大ホール） | （旧206.75） |               |